

林業担い手研修事業における新型コロナウイルス感染症防止対策について

「森林整備担い手対策推進費」林業担い手研修の実施に係る新型コロナウイルス感染症防止対策について、次のとおり実施する。

記

- 1 研修生及び講師には、研修実施日前から、体調を確認し、発熱（37.5度以上）等体調が悪い場合には参加の自粛を依頼する。
- 2 研修会場等における新型コロナウイルス感染予防対策を確認するなど会場管理者との連携を図る。
- 3 研修生の座席は最低限、前後左右1m程度（可能な場合は、2m程度）間隔を空ける（2人掛け机を1人掛けとする）。
- 4 研修生及び講師、管理者は、マスク又はフェイスガードを着用する。
- 5 研修期間中、研修生に毎日の検温を義務付けること。また、37.5度以上の発熱、咳等の体調不良が見られる者は、研修を受講させない。
- 6 研修室等の出入口時には、手指の消毒を行う。
- 7 室内の換気は、1時間に1回程度行う。
- 8 飲食等が可能な会場で、昼食等をとる場合は黙食とする。
- 9 講義終了後に、テーブル、椅子、ドアノブ、マイク等の研修生及び講師、管理者等人の手が触れたものを消毒する。
- 10 現地研修においても、研修生及び講師、管理者等研修に出席する者は検温及びマスクの着用を行う。
- 11 研修生等が出したゴミは各自が持ち帰る。